

## 研究集会に関する IEICE 共通のルール

2022年8月8日改訂

研究集会に関して IEICE 共通に定められているルールなどで、見落とされやすいと思われるものを選んで以下に紹介します。この資料は情報提供を目的としており、IEICE 共通の規程などとの齟齬がある場合そちらが優先されます。

- 第二種研究会における資料の著作権は著者に帰属しますが、第二種研究会における予稿や照射資料をWEB上で（パスワードなどで制限をしない）一般公開をする場合、著者から「著作権などでトラブルが生じた場合に著者が対応する確認書」を紙媒体（自筆署名があるものをスキャンした電子媒体でも可）で徴収する必要があります。WEB上ではなく第二種研究会会場で資料を配布する場合には必要ありません。確認書のひな型は IEICE 事務局研究会担当から入手可能で、徴収した確認書の保管を IEICE 事務局研究会担当に依頼することが出来ます。
- 「国内会議」ならびに「国際会議」を IEICE の下部組織が主催または共同主催（共催）する場合、予稿の著作権を IEICE が持つことが原則となっています。共同主催の相手組織の都合などにより著作権を IEICE が持たない場合、IEICE 著作権管理委員会での承認が必要となるため、早目に著作権管理委員会に出席しているほうの ESS 庶務幹事にご相談下さい。
- 「国内会議」ならびに「国際会議」の予稿を IEEE xplore に掲載する場合も、原則として IEICE 著作権管理委員会の承認事項となりますので、早目に著作権管理委員会に出席しているほうの ESS 庶務幹事にご相談下さい。
- 第二種研究会において独自の銀行口座（母体となる研究専門委員会やサブソサイエティとは別の銀行口座）を開設して会計を執行する場合、会計四半期報告や決算報告等について、母体とは独立して行って頂く必要があります。詳しくは会計幹事または経理課までご相談下さい。母体と同一の銀行口座を用いる第二種研究会については、母体の会計に組み込んだ形で各種会計報告を行ってください。